

「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律」の施行

2020年6月29日

日本への肉製品の持込みは原則禁止されています。

家畜伝染病予防法が改正され、2020年7月1日より違反者への罰則が強化されました。検査を受けずに海外から畜産物を違法に持ち込んだ場合、「3年以下の懲役または300万円（法人の場合は5,000万円）以下の罰金」となりますので、ご注意ください。免税店で購入したもの、海外から送付される荷物も対象となります。

詳細はこちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>